

年末調整準備チェックリスト

給与所得者の保険料控除兼給与所得者の配偶者特別控除申告書に記載する項目

・生命保険料控除

生命保険に加入している方はこちらの項目を確認してください

生命保険料控除証明書を用意しました（各保険会社から10月中旬～12月ぐらいに郵送されます）
控除証明書をもとに保険料控除申告書に金額を記入して控除額を計算しました。

POINT

控除証明書を見ると「証明額」として今年1/1～直近までの支払った金額が記載されています。
さらに「ご参考」や「申告額」として、「年末まで漏れなく支払ったらこの金額になりますよ」という金額も記載されています。この「年末まで支払ったら」の金額を記入しましょう。
記入したら、計算式Iとを見ながら生命保険料控除額を計算します。

・地震保険料控除

地震保険に加入している方はこちらの項目を確認してください

地震保険料控除証明書を用意しました（各保険会社から10月中旬～12月ぐらいに郵送されます）
控除証明書をもとに保険料控除申告書に金額を記入して控除額を計算しました。

POINT

「地震保険料」と「旧長期損害保険料」両方が記載されている場合があります。
「旧長期損害保険料」は平成19年分から廃止されましたが、経過措置として要件を満たすもののみ地震保険料控除の対象となっています。両方がある場合はそれぞれで計算した金額の合計額（最高5万円）になりますので注意してください。

・配偶者特別控除

配偶者がいる方はこちらの項目を確認してください

配偶者の給与収入が103万円を超えた（所得が38万円を超えている）ので配偶者控除を受けられない方で、以下の5つの全ての要件を満たしている方は配偶者特別控除の対象となります。

給与収入のみで103万円以下の方は配偶者控除の対象となります

- 1 民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しません）
- 2 納税者と生計を一にしている
- 3 青色・白色の事業専従者としてその年一度も給与の支給を受けていない
- 4 他の人の扶養親族となっていない
- 5 年間の合計所得が38万円超76万円未満となっている
上記に該当するので保険料控除申告書に合計所得を記載しました

POINT

合計所得とは給与収入の額そのものではありません。
例えば、合計所得38万円超76万円未満を満たす給与収入の金額は1,030,001円～1,409,999円になります。

・社会保険料控除

国民健康保険、国民年金等を支払っている方はこちらの項目を確認してください

国民年金保険料控除証明書を用意しました（日本年金機構から10月中旬～12月に郵送されます）
その年の1月～12月に支払った国民健康保険料の金額を保険料控除申告書に記入しました

POINT

給料からを控除されている社会保険料は記入しなくて大丈夫です。
国民健康保険の支払額が不明な場合は、各市町村にお問合せ下さい。
国民年金の控除証明書を紛失した場合は控除証明専用ダイヤル0570-070-1117で確認します。

・小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済、企業年金がない方で確定拠出年金に加入している方はこちらを確認してください
小規模企業共済に加入しているので控除証明書を用意しました
確定拠出年金（401K）に加入しているので控除証明書を用意しました

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載する項目

・控除対象配偶者

配偶者がいる方は確認してください

配偶者がいらっしゃる方、今年結婚された方、記入漏れがないか確認します。
配偶者にも収入があっても以下の5つの要件にあてはまる方は扶養対象となります。
例えば給与収入のみであれば103万円以下の方は配偶者控除の対象となります

- 1 民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しません）
- 2 納税者と生計を一にしている
- 3 青色・白色の事業専従者としてその年一度も給与の支給を受けていない
- 4 他の人の扶養親族となっていない
- 5 年間の合計所得が38万円以下である
上記に該当するので控除対象配偶者欄に記載しました

・扶養対象扶養親族（16歳以上）（平成11年11月1日以前生まれ）
扶養親族とは、その年の12月31日の時点で、次の四つの要件のすべてに当てはまる人です

- 1 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。
- 2 納税者と生計を一にしていること
- 3 年間の合計所得金額が38万円以下である
- 4 青色・白色の事業専従者としてその年一度も給与の支給を受けていない
- 5 他の人の扶養親族となっていない
上記に該当するので扶養対象親族欄に記載しました

POINT

扶養してるけど、一緒に住んでいない場合でも扶養対象となります。記入の際は、生年月日、特定扶養親族（平4.1.2～8.1.1生まれ）に該当する場合は記載しましょう。

・障害者控除

ご本人、配偶者、扶養親族の中に障害者に該当する方がいる場合はこちらの項目を確認してください
本人、配偶者または扶養親族の中に該当障害者がいるので障害者欄に記載しました

POINT

障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

・寡婦、寡夫控除

配偶者と死別された方や離婚された方はこちらの項目を確認してください

寡婦控除

以下の2つの要件に該当する方は寡夫控除の対象となります。

- 1 夫と死別又は離婚した人で、扶養親族がいる人又は生計を一にする子がいる人。この場合の子は、総所得金額等が38万円以下に限られます
- 2 夫と死別又は離婚した人で、合計所得金額が500万円以下の人。

POINT

寡婦に該当する方が次の要件のすべてを満たすときは、特定の寡婦に該当し、寡婦控除27万円に8万円を加算した35万円とする特例があります。

- 1 夫と死別又は離婚した人
- 2 扶養親族である子がいる人
- 3 合計所得金額が500万円以下である

上記に該当するので寡婦又は特別の寡婦に○をつけました

寡夫控除

納税者本人が、原則としてその年の12月31日の現況で、次の3つの要件のすべてに当てはまる人が対象となります。

- 1 合計所得金額が500万円以下であること
- 2 妻と死別又は離婚した人
- 3 生計を一にする子がいること。この場合の子は、総所得金額等が38万円以下に限られます
上記に該当するので寡夫に○をつけました

・勤労学生控除

働きながら学校に通っている方はこちらの項目を確認してください

勤労学生控除

その年の12月31日の現況で、次の3つの要件のすべてに当てはまる人が対象となります。

- 1 給与所得などの勤労による所得があること
- 2 合計所得金額が65万円以下かつ、1.の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下であること
- 3 特定の学校の学生、生徒であること

POINT

- イ 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など
- ロ 国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの
- ハ 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの

上記に該当するので勤労学生に○をつけました

・その他

所得控除ではありませんが、扶養控除申告書には「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」「16歳未満の扶養親族」を記載する項目がありますので該当する方がいらっしゃる場合は忘れずに記載します。

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）がある方

- 住宅ローン控除の適用が2年目以降である
- 「給与所得者の住宅取得等特別控除申告書」を記載しました
- 銀行等から送付されてきた年末残高証明書を用意しました

POINT

住宅ローンを借り入れた初年度の方は年末調整ではなく確定申告する必要がありますので注意してください。